

氏名 光永 尚慰

登録番号 第 40120035 号

所属社会保険労務士会 福岡県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和4年 10月9日から1年)

処分理由 A社に係る令和3年3月分の雇用調整助成金の支給申請
(以下「本件申請」という。)を行うに当たり、本件申請の対象労働者一部の者について、本件申請の対象期間より前に雇止めを通知されていたことから、助成の対象に該当しないことをあらかじめ認識していたにもかかわらず、当該労働者が助成の対象に該当するかのように装うため、故意に、当該労働者の退職の経緯等について虚偽の内容を記載した支給申請書を作成し、令和3年5月 20 日、福岡労働局長あてに提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に反して申請書の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたとき」に該当するものである。